

静岡県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法による選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月7日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石 健二

公職選挙法による選挙事務取扱規程

公職選挙法による選挙事務取扱規程（平成12年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式その3を次のように改める。

その3（参議院比例代表選出議員選挙の場合）

参議院比例代表選出議員選挙開票結果報告書

開票区

1 有効投票に関する調

区 分	票 数
各参議院名簿届出政党等の得票数	別紙のとおり
得票総数	
あん分の際切り捨てた票	
いずれの参議院名簿届出政党等にも属しない有効投票	
計	

2 無効投票に関する調

事 由	票 数
所定の用紙を用いないもの	
参議院名簿登載者でない者、公職の候補者となることができない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの又は参議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称若しくは略称を記載したもの	
参議院名簿の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体、参議院名簿の取下げの届出をした政党その他の政治団体又は参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体に係る参議院名簿登載者の氏名又はその名称若しくは略称を記載したもの	
参議院名簿登載者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該参議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている場合の当該参議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	
2以上の参議院名簿登載者の氏名又は2以上の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載したもの	
1人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載したもの	
被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの	

く の 得 票 数			く の 得 票 数			く の 得 票 数		
うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）			うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）			うち上記を除く参議院名簿届出政党等の得票数（法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票を含む。）		
うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称			うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称			うち参議院名簿届出政党等の名称又は略称		
うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票			うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票			うち法第68条の3の規定により参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされた投票		
優先的に当選人となるべき候補者の氏名			優先的に当選人となるべき候補者の氏名			優先的に当選人となるべき候補者の氏名		

附 則

この規程は、公表の日から施行する。